

第 8 次熊本県保健医療計画 (菊池圏域編) について

令和 8 年 (2026 年) 3 月
熊本県菊池保健所

第8次熊本県保健医療計画（菊池圏域編）

【菊池圏域編の構成】

（1）圏域の概要

地理的状況、交通機関の状況、生活圏 等

（2）圏域の現状

人口、人口動態、入院患者の受療動向、
医療施設の状況、病床数、圏域内の医療機能 等

（3）圏域の課題と取組の方向性

第7次地域計画の評価及び県の第8次計画素案を踏まえ、医療連携及び健康づくりについて重点的に取り組むべき「課題」及び取り組みの「方向性」を記載（10項目）

菊池圏域の課題と取組の方向性

- (1) 生活習慣病の早期発見・対策
- (2) 医療機能の適切な分化と連携
- (3) 外来医療に係る医療提供体制の確保
- (4) 糖尿病
- (5) 精神疾患
- (6) 在宅医療
- (7) 救急医療
- (8) 災害医療
- (9) 歯科保健医療対策
- (10) 健康危機管理に関する体制 (新興感染症含む)

取組状況や問題点等の確認方法

【方針】

- 評価指標を基準とした進捗確認ではなく、分野別会議における協議内容や、関係団体の取組状況・課題等の共有及び協議を行う。
 - ・ 対象は、菊池圏域編に記載している取組みとする。
 - ・ 共有及び協議は、本推進協議会で行う。
 - ・ 共有及び協議は、令和7年度に開催する本推進協議会からとする。
- ※ 関係団体は、保健所が関係する分野別会議の委員等が所属する団体の中から選定する。

【方法】

- 保健所から関係団体に取組状況を照会する。
- 取りまとめたものを本推進協議会で共有する。
- 前年度及び当該年度の取組みを対象とする。

第7次
菊池地域保健医療計画の
進捗確認方法と同様

明らかになった問題点等については、分野別会議で協議等を行う。

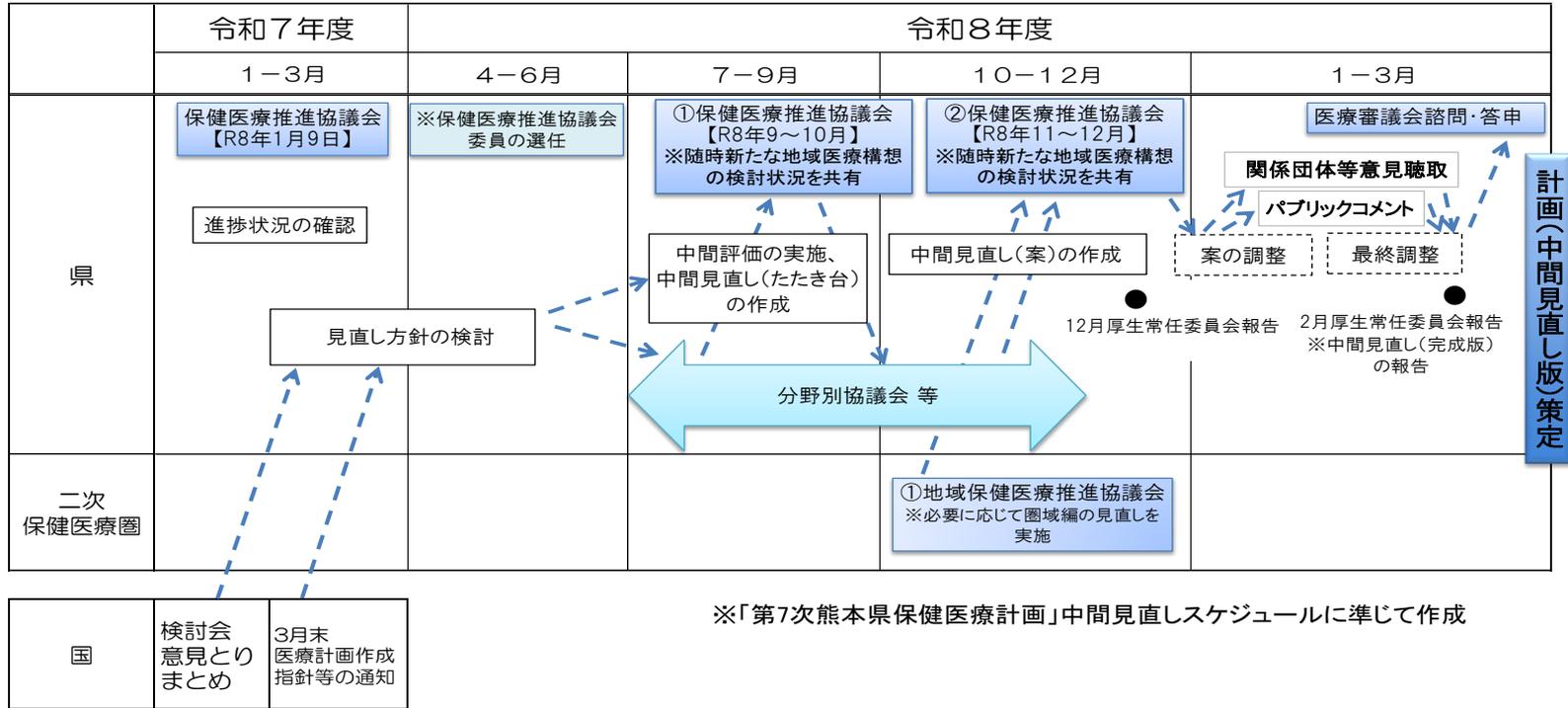
取組状況調査対象関係団体

項目	菊池郡市医師会	菊池郡市歯科医師会	菊池郡市薬剤師会	医療機関	熊本県訪問看護ステーション連絡協議会	熊本県栄養士会菊池地域事業部	熊本県歯科衛生士会菊池郡支部	菊池広域連合消防本部	自立支援協議会	精神家族会	市町	菊池保健所
(1)生活習慣病の早期発見・対策	○	○	○			○	○				○	○
(2)医療機能の適切な分化と連携												○
(3)外来医療に係る医療提供体制の確保	○										○	○
(4)糖尿病	○	○	○			○					○	○
(5)精神疾患				○					○	○	○	○
(6)在宅医療	○	○	○		○		○					○
(7)救急医療	○	○	○					○			○	○
(8)災害医療	○	○	○	○				○			○	○
(9)歯科保健医療対策		○	○				○				○	○
(10)健康危機管理に関する体制(新興感染症含む)	○	○	○	○	○						○	○

第8次熊本県保健医療計画 中間見直しについて

- 各都道府県において作成する医療計画は、医療法第30条の6の規定により、「在宅医療その他必要な事項について、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要に応じて医療計画を変更すること」とされている。
- 令和8年度（2026年度）は第8次熊本県保健医療計画の3年目にあたることから、保健医療推進協議会の意見をはじめ、分野別協議会等の意見を反映しながら、中間見直しを行う。
- 今後、国から提示される予定の医療計画作成指針等を踏まえて中間見直しの作業を進める。

中間見直しに向けたスケジュール



【参考】医療計画と新たな地域医療構想の関係について

- ・令和7年12月5日に成立した「医療法等の一部を改正する法律」では、2040年頃を見据えた医療提供体制を確保するための地域医療構想の見直し(新たな地域医療構想の策定等)が盛り込まれている。
- ・関連規定の施行に伴い、新たな地域医療構想が医療計画の上位概念として位置づけられることとなるが、医療計画への反映は第9次医療計画(令和12年度~)において行うことが想定されている。
- ⇒今後も、関連事項として、保健医療推進協議会においても、新たな地域医療構想の検討状況について随時共有する。

新たな地域医療構想と医療計画の進め方

参考

- 新たな地域医療構想について、令和7年度に国でガイドラインを検討・策定し、都道府県において、まず令和8年度に地域の医療提供体制全体の方向性、将来の病床数の必要量の推計等を検討・策定した上で、それを踏まえ、令和9～10年度に医療機関機能に着目した地域の医療機関の機能分化・連携の協議等を行うこととしてはどうか。
- 新たな地域医療構想の内容について、基本的に第9次医療計画に適切に反映されるよう、地域医療構想の策定状況や医療計画の取組等に係る課題を国と県で共有することとしてはどうか。医療計画のうち、5疾病・6事業については、個別の事業の課題を第9次医療計画に向けて継続的に検討し、必要に応じて見直しを行い、また、外来医療計画等の3か年の計画については、令和9年度からの後期計画に向けて必要な検討を行うこととしてはどうか。

